

粕屋町議会における災害発生時の行動マニュアル

区 分	処 理 事 項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害発生</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div>	<p>○粕屋町議会事務局長は、粕屋町災害対策本部員として、当該本部の設置状況を議長及び副議長に連絡するとともに、事務局職員へ登庁の指示を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">粕屋町議会災害対策連絡会議の設置</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div>	<p>○議長は、連絡会議の設置を決定する。 ○事務局職員は、各構成員に対し、連絡会議への参集の連絡を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">安否確認・連絡体制の確立</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div>	<p>○連絡会議は、各議員の安否及び居所又は連絡先の確認を行う。 ○議員は、連絡会議から安否確認の連絡がない場合には、連絡会議へ自らの安否及び居所又は連絡先を報告する。 ○連絡会議は、各議員の安否等の情報について記録をおこなう。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">情報の収集・提供</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div>	<p>○粕屋町議会事務局長及び事務局職員は、粕屋町災害対策本部から情報を収集し、連絡会議へ報告するとともに、その情報を議長の指示のもと各議員に提供する。 ○議員は、各地域における被災及び避難場所等の状況について、必要に応じ連絡会議へ報告を行う。 ○事務局職員は、各議員から報告を受けた被災状況等について記録を行う。(別紙：災害状況記録票) ○議長は、連絡会議で各議員から集められた情報を整理し、粕屋町災害対策本部へ情報の提供を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">散 会</div>	<p>○議長は、粕屋町災害対策本部の災害支援状況等から判断し、連絡会議を散会する。</p>

※「連絡会議」とは、粕屋町議会災害対策連絡会議のことをいう。